

北海道管理栄養士・栄養士人材登録システム事業
(兼北海道栄養士会栄養ケア・ステーション登録事業)
実施要綱

1 目的

道内各地で管理栄養士及び栄養士の免許を有し、栄養関連業務に就いていない者（以下「潜在管理栄養士・栄養士」という。）の人材を登録し、再就業を促進するとともに、登録者がライフステージに応じた実践的な栄養相談・栄養指導等を行えるよう資質向上のための研修等を実施し、地域住民の健康づくり各種事業に必要な人材の確保及びその活用を促進することにより、道民の食生活の改善、生活習慣病の予防等を図る。

2 実施主体

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室及び地域保健室
公益社団法人北海道栄養士会

3 対象者

各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室及び地域保健室（以下「道立保健所」という。）
管内に居住する潜在管理栄養士・栄養士

4 事業概要

- (1) 事業の周知
- (2) 潜在管理栄養士・栄養士の人材登録
- (3) 登録者への研修等の実施
- (4) 求人及び求職情報の提供（斡旋）

5 事業の実施

(1) 事業の周知

各実施主体は連携のうえ、次のとおり事業の周知を図る。

- ・北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（以下「道」という。）は、道広報誌やホームページ等を活用し、潜在管理栄養士・栄養士に対し事業を周知する。
- ・道立保健所は、ホームページや栄養士免許受付等の機会を活用し、潜在管理栄養士・栄養士に対し事業を周知するとともに、登録を促進する。
- ・公益社団法人北海道栄養士会（以下「北海道栄養士会」という。）は、ホームページや各種事業等の機会を活用し、潜在管理栄養士・栄養士に対し事業を周知するとともに、登録を促進する。

(2) 潜在管理栄養士・栄養士の人材登録

ア 潜在管理栄養士・栄養士人材登録

- ・道立保健所は、潜在管理栄養士・栄養士から登録希望があった場合、調査票（別記様式 1）により実態を把握し、受付簿（別記様式 2）に必要事項を転記のうえ、北海道栄養士会へ調査票（別記様式 1）を送付する。

- ・北海道栄養士会は、道立保健所から調査票（別記様式１）の送付があった場合、または、潜在管理栄養士・栄養士から登録希望が直接あった場合、調査票（別記様式１）により実態を把握し登録名簿（別記様式３）を作成する。

なお、道立保健所及び北海道栄養士会は、登録受付の際に、別添本事業個人情報取扱方針に基づき、同意を受けるものとする。

イ 登録事項の変更及び消除

（変更の申出）

- ・道立保健所は、登録者から登録事項の変更の申出があった場合、変更届（別記様式４）により実態を把握し、受付簿（別記様式２）に転記のうえ、北海道栄養士会へ変更届（別記様式４）を送付する。

- ・北海道栄養士会は、道立保健所から変更届（別記様式４）の送付があった場合、または、登録者から変更届（別記様式４）の提出が直接あった場合、変更届（別記様式４）により実態を把握し登録名簿（別記様式３）に反映させる。

（消除の申出）

- ・道立保健所は、登録者から登録事項の消除の申出があった場合、消除届（別記様式５）により受理し、受付簿（別記様式３）に転記のうえ、北海道栄養士会へ消除届（別記様式５）を転送する。

- ・北海道栄養士会は、道立保健所から消除届（別記様式５）の送付があった場合、または、登録者から消除届（別記様式５）の提出が直接あった場合、消除届（別記様式５）により実態を把握し登録名簿（別記様式３）から消除する。

(3) 登録者への研修等の実施

登録者の希望に基づき、次のとおり実施する。

- ・道立保健所は、登録者から受講の希望があった場合、地域の実情を勘案して研修を組むこととし、栄養知識、健康増進に係る最新の情報を盛り込むこと。

また、研修の実施に当たっては道立保健所が実施する管理栄養士・栄養士を対象とする研修等を併用する等して、原則として、年一回以上は実施するよう努めること。

- ・北海道栄養士会は、登録者から希望があった場合、同会が開催する研修会等の情報を含むメールマガジンを配信する。

(4) 求人及び求職情報の提供（斡旋）

（求人情報の提供）

- ・道及び道立保健所は、市町村、企業、事業者等からの求人照会に際しては、北海道栄養ケア・ステーション事業相談窓口の情報提供を行うものとする。

- ・北海道栄養士会（職業無料紹介所）は、市町村、企業、事業者等から求人があった際には、登録者の希望業務情報を勘案し、情報を提供するものとする。

（求職情報の提供）

- ・道及び道立保健所は、登録者からの求職情報の照会に際しては、北海道栄養ケア・ステーション事業相談窓口の情報提供を行うものとする。

- ・北海道栄養士会（職業無料紹介所）は、登録者から求職情報の照会があった際には、登録者の希望業務情報を勘案し、情報を提供するものとする。

この要綱は令和 2 年（2020 年） 1 月 24 日から施行する。

- | | | |
|--------|---|------|
| 別記様式 1 | 北海道潜在管理栄養士・栄養士人材登録システム事業（兼北海道栄養士会栄養ケア・ステーション登録事業） | 申込票 |
| 別記様式 2 | 北海道潜在管理栄養士・栄養士人材登録システム事業（兼北海道栄養士会栄養ケア・ステーション登録事業） | 受付票 |
| 別記様式 3 | 北海道潜在管理栄養士・栄養士人材登録システム事業（兼北海道栄養士会栄養ケア・ステーション登録事業） | 登録名簿 |
| 別記様式 4 | 北海道潜在管理栄養士・栄養士人材登録システム事業（兼北海道栄養士会栄養ケア・ステーション登録事業） | 変更届 |
| 別記様式 5 | 北海道潜在管理栄養士・栄養士人材登録システム事業（兼北海道栄養士会栄養ケア・ステーション登録事業） | 消除届 |